

明石市役所に対する威力業務妨害事件行為者の逮捕について

明石市に対して社会生活上受容できる限度を超える電話を架け説明を求めてきた行為について、被害届を提出し、明石警察署が行為者を逮捕したので下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいいます。

2 概要

不当要求行為者が、その実母に対する本市福祉局高齢者総合支援室の支援に憤慨し、令和5年4月10日午後0時12分から同日午後5時12分までの間、いずれかの場所において、所携の携帯電話から、本市総務局総合安全対策室に76回の嫌がらせ電話を架け業務を妨害したもので、本市は明石警察署に被害届を提出し、警察の捜査により行為者は逮捕されています。

3 高齢者総合支援室に対する行為者の行為

- (1) 複数回、長時間に渡る電話（録音があるものに限る）
令和4年3月10日から令和4年10月7日までの間 13回
（録音時間） 1:21:01、3:24、35:47、14:36、12:14、15:50、30:11、51:33、
1:32:41、29:05、2:38、25:25、11:24
- (2) 複数回に渡る着信（着信履歴から確認したものに限る）
令和5年3月3日から令和5年4月7日までの間 542回

4 犯罪事実の特定

明石警察署が行為者の通話明細を差押え精査した結果、高齢者総合支援室に対する行為については明らかにならず、総合安全対策室に対する行為が明らかになったため、明石警察署が検察庁と協議のうえ、その事実で捜査を推進することが決定しました。

5 時系列

- | | |
|-----------|----------------------|
| 令和5年4月25日 | 明石警察署に被害届を提出する方針が決定 |
| 同 年4月27日 | 明石警察署に相談 |
| 同 年10月30日 | 総合安全対策室に対する行為で被害届を提出 |
| 同 年11月20日 | 行為者の逮捕 |